

- 資料 編 -

目次

1. 「ヨーロッパ地方自治憲章」及び「世界地方自治宣言」、「世界地方自治憲章草案」の項目別対比表.....	1
2. 「ヨーロッパ地方自治憲章」等英文・和訳対訳.....	2
「ヨーロッパ地方自治憲章」..... (2)	「世界地方自治宣言」..... (9)
「世界地方自治憲章草案」..... (13)	「ヨーロッパ地域自治憲章草案」..... (21)
3. ヨーロッパ評議会加盟国の「ヨーロッパ地方自治憲章」の批准の状況.....	32
4. 「ヨーロッパ地方自治憲章」批准国における憲章第12条(義務)による留保状況.....	33
5. 国際組織(年表)と主な国際組織の概要.....	35
6. 補完性の原理と均衡の原則の適用に関する議定書(英文と和訳).....	41
7. 諸外国の憲法における地方自治の保障規定(英文と和訳).....	47
南欧型	
フランス第五共和国憲法..... (47)	イタリア共和国憲法..... (52)
ベルギー王国憲法..... (59)	スペイン憲法..... (62)
アングロ型	
アイルランド共和国憲法..... (72)	カナダ憲法..... (73)
オーストラリア連邦憲法..... (74)	
中欧・北欧型	
ドイツ連邦共和国基本法..... (77)	オーストリア共和国憲法..... (81)
オランダ王国憲法..... (89)	スウェーデン王国「統治法」..... (92)
デンマーク王国憲法..... (93)	
8. 各国の憲法における地方自治に関する規定量及び規定内容.....	94
9. 諸外国の地方制度と法的根拠.....	96
10. 憲法(第8章)諸案の制定までの変遷.....	98
11. 地方自治関係年表(戦後以降の主な動き).....	102

1. 「ヨーロッパ地方自治憲章」及び「世界地方自治宣言」、
「世界地方自治憲章草案」の
項目別対比表

(ヨーロッパ地方自治憲章)	(世界地方自治宣言)	(世界地方自治憲章草案)
1. 前文	前文	前文
2. 第1条 締約国		第1条 締約国
3. 第2条 地方自治に関する憲法及び法律上の基礎	第1条 地方自治の憲法的基礎	第2条 地方自治の憲法及び法律上の基礎
4. 第3条 地方自治の概念	第2条 地方自治の概念	第3条 地方自治の概念
5. 第4条 地方自治の範囲	第3条 地方自治の範囲	第4条 地方自治の範囲
6. 第5条 地方自治体の境界の保護	第4条 現行の地方自治体の保護	第5条 地方自治体の地理的境界の保護
7. 第6条 地方自治体の任務のための適切な行政組織と人材	第5条 地方自治体のための適正な組織機構	第6条 地方自治体のための適切な行政組織と人材
8. 第7条 地方レベルにおける責務遂行の条件	第6条 地方選出代表の地位	第7条 地方レベルにおける責任遂行の条件
9. 第8条 地方自治体の活動に対する行政監督	第7条 地方自治体の活動に対する監督	第8条 地方自治体の活動に対する監督
10. 第9条 地方自治体の財源	第8条 地方自治体の財源	第9条 地方自治体の財源
11.		第10条 市民参加とパートナーシップ
12. 第10条 地方自治体の連合権	第9条 地方自治体の連合	第11条 地方自治体の連合
13.	第10条 国際的連携	第12条 国際協力
14. 第11条 地方自治の法的保護	第11条 地方自治体及びその自治の法的保護	第13条 地方自治の法的保護
15. 第12条 義務		第14条 義務
16. 第13条 憲章の適用を受ける自治体		第15条 憲章の適用を受ける自治体
17. 第14条 情報の提供		第16条 情報の提供
18.		第17条 監視
19. 第15条 署名、批准、効力発生		第18条 署名及び批准 第19条 発効
20. 第16条 区域条項		第20条 区域条項
21. 第17条 廃棄		第21条 解約告知
22. 第18条 通報		第22条 通告
23.		第23条 文書の認証

3. ヨーロッパ評議会加盟国の「ヨーロッパ地方自治憲章」の批准の状況

加盟国名	加盟年月日	ヨーロッパ地方自治憲章	
		署名年月日	批准年月日
アルバニア	1995. 7. 13	1998. 5. 27	2000. 4. 4
アンドラ	1994. 11. 10	×	×
アルメニア	2001. 1. 25	2001. 5. 11	2002. 1. 25
オーストリア	1956. 4. 16	1985. 10. 15	1987. 9. 23
アゼルバイジャン	2001. 1. 25	2001. 12. 21	2002. 4. 15
ベルギー	1949. 5. 5	1985. 10. 15	×
ボスニアとヘルツェゴヴィナ	2002. 4. 24	2002. 7. 12	2002. 7. 12
ブルガリア	1992. 5. 7	1994. 10. 3	1995. 5. 10
クロアチア	1996. 11. 6	1997. 10. 11	1997. 10. 11
キプロス	1961. 5. 24	1986. 10. 8	1988. 5. 16
チェコ	1993. 6. 30	1998. 5. 28	1999. 5. 7
デンマーク	1949. 5. 5	1985. 10. 15	1988. 2. 3
エストニア	1993. 5. 14	1993. 11. 4	1994. 12. 16
フィンランド	1989. 5. 5	1990. 6. 14	1991. 6. 3
フランス	1949. 5. 5	1985. 10. 15	×
グルジア	1999. 4. 27	2002. 5. 29	×
ドイツ	1950. 7. 13	1985. 10. 15	1988. 5. 17
ギリシャ	1949. 8. 9	1985. 10. 15	1989. 9. 6
ハンガリー	1990. 11. 6	1992. 4. 6	1994. 3. 21
アイスランド	1950. 3. 7	1985. 11. 20	1991. 3. 25
アイルランド	1949. 5. 5	1997. 10. 7	2002. 5. 14
イタリア	1949. 5. 5	1985. 10. 15	1990. 5. 11
ラトヴィア	1995. 2. 10	1996. 12. 5	1996. 12. 5
リヒテンシュタイン	1978. 11. 23	1985. 10. 15	1988. 5. 11
リトアニア	1993. 5. 14	1996. 11. 27	1999. 6. 22
ルクセンブルグ	1949. 5. 5	1985. 10. 15	1987. 5. 15
マルタ	1965. 4. 29	1993. 7. 13	1993. 9. 6
モルドヴァ	1995. 7. 13	1996. 5. 2	1997. 10. 2
オランダ	1949. 5. 5	1988. 1. 7	1991. 3. 20
ノルウェー	1949. 5. 5	1989. 5. 26	1989. 5. 26
ポーランド	1991. 11. 26	1993. 2. 19	1993. 11. 22
ポルトガル	1976. 9. 22	1985. 10. 15	1990. 12. 18
ルーマニア	1993. 10. 7	1994. 10. 4	1998. 1. 28
ロシア連邦	1996. 2. 28	1996. 2. 28	1998. 5. 5
サンマリノ	1988. 11. 16	×	×
セルビアとモンテネグロ	2003. 4. 3	×	×
スロヴァキア	1993. 6. 30	1999. 2. 23	2000. 2. 1
スロヴェニア	1993. 5. 14	1994. 10. 11	1996. 11. 15
スペイン	1977. 11. 24	1985. 10. 15	1988. 11. 8
スウェーデン	1949. 5. 5	1988. 10. 4	1989. 8. 29
スイス	1963. 5. 6	×	×
マケドニア旧ユーゴスラビア	1995. 11. 9	1996. 6. 14	1997. 6. 6
トルコ	1949. 8. 9	1988. 11. 21	1992. 12. 9
ウクライナ	1995. 11. 9	1996. 11. 6	1997. 9. 11
イギリス	1949. 5. 5	1997. 6. 3	1998. 4. 24
'03年12月31日現在	45カ国	41カ国 (未署名国4カ国)	38カ国 (未批准国7カ国)

アルファベット順、ゴシック表示は設立当初からの加盟国

出典：ヨーロッパ評議会HP(http://www.coe.int/T/e/com/about_coe/member_states/default.asp)
(<http://conventions.coe.int/Treaty/Commun/ChercheSig.asp?NT=122&CM=10&DF=1/31/05&CL=ENG>)

4. 「ヨーロッパ地方自治憲章」批准国における憲章第12条（義務）による留保状況

(平成15年12月31日現在)

批准国名 憲章第12条 (義務)に基づく条項	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	(国数・25カ国)	
	アルメニア共和国	オーストリア共和国	アゼルバイジャン共和国	ブルガリア共和国	クロアチア共和国	キプロス共和国	チェコ共和国	デンマーク王国	エストニア共和国	ドイツ連邦共和国	ギリシャ	ハンガリー共和国	アイルランド	イタリア共和国	ラトビア共和国	リヒテンシュタイン公国	マルタ	オランダ王国	ルーマニア	スロヴァキア共和国	スロベニア共和国	スペイン王国	スウェーデン	トルコ共和国	イギリス		
地方自治に関する憲法及び法律上の基礎	1.第2条																									(20)	
地方自治の概念	(第3条)																										
(地方自治体の権利及び能力)	2.第1項																										(19)
(議会と執行機関及び市民参加)	3.第2項																										(19)
地方自治の範囲	(第4条)																										
(地方自治体の権限及び責務の付与)	4.第1項																										(20)
(全権限性の原則)	5.第2項																										(19)
(地方自治体の公的な責務の優先性・補完性の原理)	6.第3項																										(17)
(地方自治体の権限に対する侵害・制限からの保護)	7.第4項																										(20)
(中央政府・広域団体からの権限の委任)	8.第5項																										(16)
(地方自治体からの意見聴取を受ける権利)	9.第6項																										(18)
地方自治体の境界の保護	10.第5条																										(20)
地方自治体の任務のための適切な行政組織と人材	(第6条)																										
(行政機構の自主決定権)	11.第1項																										(18)
(地方自治体職員の適正な勤務条件)	12.第2項																										(16)
地方レベルにおける責務遂行の条件	(第7条)																										
(地方議会議員の地位の保障)	13.第1項																										(20)
(その地位の財政的補償)	14.第2項																										(12)
(兼務の禁止に関する法律、基本的法原則)	15.第3項																										(19)
地方自治体の活動に対する行政監督	(第8条)																										
(憲法上、法律上の手続及び規定)	16.第1項																										(20)
(法律及び憲法原則の遵守の確保)	17.第2項																										(19)
(監督官庁の介入の保護と利益の確保)	18.第3項																										(18)
地方自治体の財源	(第9条)																										
(固有財源の保障)	19.第1項																										(19)
(財源の憲法及び法律による保障)	20.第2項																										(20)
(地方税等の率の決定権)	21.第3項																										(16)
(地方財政制度の弾力化)	22.第4項																										(16)
(財政調整制度の確立)	23.第5項																										(15)
(地方財源に対する意見聴取を受ける権利)	24.第6項																										(14)
(補助金交付の弾力化)	25.第7項																										(17)
(地方自治体の資本市場への参入)	26.第8項																										(17)
地方自治体の連合権	(第10条)																										
(連合権の確保)	27.第1項																										(20)
(国内の連合組織及び国際組織への加盟権の承認)	28.第2項																										(16)
(外国の地方自治体との締結権)	29.第3項																										(15)
地方自治の法的保護	30.第11条																										(18)
(条項数・30条項)		25	24	26	29	20	1	24	30	30	29		30	30	29	22	25		29	20	30	30		20	30	533	
憲章第12条適用日		'02/5/1	'88/9/1	'02/8/1	'95/9/1	'98/2/1	'03/6/1	'99/9/1	'88/9/1	'95/4/1	'88/9/1	'90/1/1	'02/3/8	'02/9/1	'90/9/1	'97/4/1	'88/9/1	'94/1/1	'91/7/1	'98/5/1	'02/11/1	'97/3/1	'89/3/8	'89/12/1	'93/4/1	'98/8/1	

出典 ヨーロッパ評議会HP
(<http://conventions.coe.int/Treaty/EN/CadreListeTraites.htm>)

注 (1) 「ヨーロッパ地方自治憲章」批准国(38ヶ国)のうち、報告のあった25ヶ国のものである。
(2) 印は、容認したもので、×印は、容認しないものである。
(3) (第13条)は、憲章第13条に基づき憲章の適用を受ける地方自治体について、適用条件が付されているものである。
(4) 網掛けの部分は、憲章第12条が指定する義務的な条項(14の条項)である。

5. 国際組織(年表)

(平成15年12月現在)

年	U N (国連)	UN-HABITAT (国連人間居住計画) (前身は国連人間居住センター(UNCHS))	C E (ヨーロッパ評議会)	C L R A E (ヨーロッパ自治体・地域会議) (前身はヨーロッパ自治体協議会(CLAE))	W A C L A C (世界都市・自治体調整協会)	I U L A (国際自治体連合)
1913年						設立
1945年	設立					
1949年			設立			
1953年				ヨーロッパ市町村会議(第1回) 市町村の自由に関する憲章採択		
1957年				附置(CE内)ヨーロッパ自治体協議会		
1968年				地方自治の原則に関する宣言採択		
1975年				附置(CE内)ヨーロッパ自治体・地域協議会		
1976年	ハビタッド (バンクーバー)					
1978年10月		設立				
1981年10月				CLRAE 条約形式の憲章起草		
1983年						第26回世界大会(リ・ギレセン博士が世界地方自治宣言を提案)
1985年6月			ヨーロッパ地方自治憲章採択 (閣僚委員会)			
9月						第27回世界大会(リオ・デ・ジャネイロ)で世界地方自治宣言採択
1988年9月			ヨーロッパ地方自治憲章発効			
11月			ヨーロッパ地域憲章採択 (ヨーロッパ評議会)			
1992年6月	リオ環境サミット(地球サミット)					
1993年6月						第31回世界大会(トロント)で新世界地方自治宣言採択
1994年1月				附置(CE内)ヨーロッパ自治体・地域会議		
6月				ヨーロッパ地域自治憲章作成決議		
1996年6月	ハビタッド (イスタンブール)					
9月					設立	
1997年6月				ヨーロッパ地域自治憲章草案採択		
1998年4月		WACLACと合同の専門家会議(ナイロビ)で世界地方自治憲章草案作成			UNCHSと合同の専門家会議(ナイロビ)で世界地方自治憲章草案作成	
5月		世界地方自治憲章公表				
2000年3月		世界自治憲章地域協議会(韓国)				
4月		世界地方自治憲章第2次草案 (WACLACと合同の専門家会議で起草)			世界地方自治憲章第2次草案 (UNCHSと共同で起草)	
12月		(地方六団体による意見書) - 政府に要請				
2001年6月	第25回国連特別総会 (イスタンブール+5・NY)宣言 - 「地方分権に関する記述」					
2002年1月		国連人間居住計画(組織改編)				
2003年		第19回人間居住委員会				
2004年		第2回世界都市フォーラム(スペイン) - 9月開催予定				第36回世界大会(済州島) - 予定 -

出典：廣田全男「ヨーロッパ地方自治憲章から世界地方自治憲章草案へ 「地方自治の国際的保障」の現段階」(杉原泰雄先生古希記念論文集刊行会編「二一世紀の立憲主義：現代憲法の歴史と課題」、勤草書房、2000年)
同 「地方自治の国際的保障と補完性原理」(2001年)
廣田全男、糠塚康江「ヨーロッパ地方自治憲章」世界地方自治宣言の意義(「法律時報」第66巻第12号、日本評論社、1994年)より作成

注) 国際連合(UN)：United Nations
ヨーロッパ評議会(CE)：Council of Europe
世界都市・自治体調整協会(WACLAC)：World Associations of Cities and Local Authorities Coordination
国際自治体連合(IULA)：International Union of Local Authorities
国連人間居住計画(UNHSP)：United Nations Human Settlements Programme - いわゆる UN-HABITAT
ヨーロッパ自治体・地域会議(CLRAE)：Congress of Local and Regional Authorities of Europe

主な国際組織の概要

1. ヨーロッパ評議会の概要

1. 名称	Council of Europe (ヨーロッパ評議会) - CE -
2. 沿革・性格	<p>第2次世界大戦により大きな損害を受けた欧州の国々が、経済の復興と国力の回復、そして恒久的な平和を望んで1949年に設立した。</p> <p>人権と基本的自由、法の支配を指導理念とし、国防問題を除く一般的問題を審議しEUよりも広い範囲でのヨーロッパ統合を目指している。</p>
3. 目的	<p>以下の点を重視しつつEUよりも広い範囲でヨーロッパ統合を目指すこと</p> <p>人権、民主主義、法の下での支配を保障すること</p> <p>ヨーロッパ文化のアイデンティティと多様性の発展を促進すること</p> <p>マイノリティへの差別、環境問題、麻薬などヨーロッパ社会で現実に直面している問題の解決方法を見出すこと</p> <p>政治体制、法律、憲法の改正等を通じて、ヨーロッパの民主主義の安定を図ること</p>
4. 加盟団体	<p>イギリス、イタリア、オーストリア、ドイツ、フランス、ベルギー、ロシア連邦等 45カ国(2003年12月現在)</p> <p>*ヨーロッパ各国を中心とする。</p>
5. 組織等 (本部：ストラスブール)	<p>閣僚委員会 (Committee of Ministers)</p> <p>...加盟国の外相により構成される決定機関</p> <p>議員会議 (Parliamentary Assembly)</p> <p>...各国議会において選出される議員等からなる審議機関</p> <p>ヨーロッパ自治体・地域会議 (Congress of Local and Regional Authorities of Europe)</p> <p>...閣僚委員会及び議員会議が設立を決定したヨーロッパ評議会の諮問機関</p>
6. 活動内容	<p>以下のような活動を通して、ヨーロッパにおける人権、社会経済、教育文化など様々な問題を取り扱う。</p> <p>閣僚委員会において条約や協定を起草し、各国へ批准を求める。</p> <p>政策課題ごとに専門の大臣会議を定期的を開催する。</p> <p>新規加盟国への協力支援プログラムを作成する。</p>
7. 備考	ストラスブール(フランス)で年1回総会を開催

出典 自治体国際化協会会議資料より

2. ヨーロッパ自治体・地域会議の概要

1. 名称	Congress of Local and Regional Authorities of Europe (ヨーロッパ自治体・地域会議) - CLRAE -
2. 沿革・性格	1957年にCE内に地方自治体を代表する諮問機関として「ヨーロッパ自治体協議会」の創設が承認され、1994年にそれに代わり地方議員を構成員とする「ヨーロッパ自治体・地域会議」がヨーロッパ評議会の諮問機関として創設された。
3. 目的	CEの活動に地方自治体が参加することを保障すること 国境や地域の枠組みを越えて広く欧州内での協力関係を強化すること 地方の代表者が問題について討議し、経験を蓄積し、政府に対して意見を表明する場を提供すること CEの閣僚委員会及び議員会議に対して地方自治政策について提言すること 民主主義の実施にその関与が必須となる、より広範囲の人々を包括する会議・聴聞会を開催すること
4. 加盟団体	イギリス、イタリア、オーストリア、ドイツ、フランス、ベルギー、ロシア連邦等 45カ国(2003年12月現在) *ヨーロッパ各国を中心とする。
5. 組織等 (本部：ストラスブール)	総会 (General Assembly) ...CE 閣僚委員会及び CE 議員会議の諮問に対する答申・勧告、並びに各地方公共団体に対する助言・決議 部会 (Sectional Meeting) ...地方自治体部会及び州部会の2つの部会を設置 常任委員会 (Standing Committee) ...文化教育、持続的発展等の分野について4つの委員会を設置
6. 活動内容	ヨーロッパ地方自治憲章が遵守を目的として調査等を行い、また中東欧地域等に対して民主主義の一つの型として同憲章を照会している。 汚染、エネルギー等の環境問題、メディアや若者の問題、雇用や都市間交流等多様な都市問題について研究・討議する。
7. 備考	1995年 CLAIR のオブザーバー資格取得を承認

出典 自治体国際化協会会議資料より

3. 世界都市・自治体調整協会の概要

1. 名称	World Associations of Cities and Local Authorities Coordination (世界都市・自治体調整協会) - W A C L A C -
2. 沿革・性格	Habitat を受けて WACLA (都市自治体世界会議) が G4 (備考参照) により開催され、それを契機に 1996 年に新たな地方自治体連合間の連携組織として設置された。
3. 目的	地方自治を拡充していくこと 国際社会において都市・自治体の声を反映させること 国際協力における都市・自治体の役割を強化すること ハビタットアジェンダ等の実現のために、都市・自治体の能力を高めること
4. 加盟団体	正会員：IULA、FMCU(UTO)、METROPOLIS、 ATO (アラブ都市連合) 準会員：OICC (イスラム都市連合) (2003 年 6 月現在)
5. 組織 (本部：ジュネーブ)	総会 (General Assembly) ...財政報告、主要な施策方針について討議・承認 (年 1 回召集) 会長会議 (Council of Presidents) ...年次予算案と業務計画を承認し、本部事務局に指示
6. 活動内容	ハビタットアジェンダ達成のために、地方自治体及びその代表者の国際機関への参加の促進を図る。 (活動目標) ・世界地方自治憲章の採択 ・世界都市連帯基金設立 ・ハビタットとの連携
7. 備考	・G4 = IULA、FMCU(UTO)、METROPOLIS、SUMMIT ・発起団体...G4 及び ATO (アラブ都市連合)、UAT (アフリカ都市連合)、L-AN (ラテンアメリカ地方政府ネットワーク)、N-AN (北米地方政府連盟)、CITY - NET、EUROCITIES ・SUMMIT は 1999 年 12 月脱退 ・CITY - NET は名誉会員 (会費は払っていない。)

出典 自治体国際化協会会議資料より

4. 国際自治体連合の概要

1. 名称	International Union of Local Authorities (国際自治体連合) - IULA -
2. 沿革・性格	今世紀初頭のヨーロッパにおける都市の連合の動きを受けて 1913 年に設立された。第 2 次大戦後はアフリカ及び東南アジア諸国からの会員数を増加させ、1980 年代以降は世界に 7 つの支部を組織した。
3. 目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民主的で効率的な地方政府の実現に貢献すること ・ 世界における民主的な地方政府の提唱者であること (具体的な活動目的) 民主的な地方政府実現のための各種プログラムの実施 地方都市問題に関する市民と共同体の参加プログラムの考案と実施 地方公共団体の活動及び住民の福祉に関する諸問題の研究 自治体の活動について情報と知識の収集及び発信
4. 加盟団体	正会員：ブラジル都市協会、イギリス国際地方自治協会、CEMR フランス協会、アメリカ市町村協会、カナダ都市連合、KLAFIR、ケニア地方政府協会、浜松市等 389 団体 準会員：インド地方自治協会、自治総合センター、CLAIR、地方自治総合研究所等 172 団体 (2002 年 12 月現在) * 主に各国の自治体協会が会員、他に自治体及び個人等
5. 組織等 (本部：ハーグ)	評議会 (Council) ...すべての正会員から成る最高機関(世界大会の際に開催) 執行理事会 (Executive Committee) ...評議会において選出された各地域の代表委員からなる政策実施の監督機関 (年に 2 回程度開催) 特別理事会 (Special Committee) ...個々の事業の実施を指揮監督する機関
6. 活動内容	国際的な政府連合機関と協議し、また協力する。 国際的な大会及び会議を開催する。 地域セミナー及び各種研修を実施する。 コンサルタントサービスを実施する。 ニュースレター及び機関紙を発行する。
7. 備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ WACLAC 構成団体 ・ 2004 年 1 月に FMCU と合併予定

出典 自治体国際化協会会議資料より

5. 国連人間居住計画の概要

1. 名称	United Nations Human Settlements Programme (国連人間居住計画) - UN - H A B I T A T -
2. 沿革・性格	1976年バンクーバーで開催された第1回国連人間居住会議における人間居住宣言を受けて、1977年の第32回国連総会決議に基づき、1978年10月に「国連人間居住委員会」を意思決定機関とする「国連人間居住センター」がナイロビ(ケニア)に設立された。その後、第56回国連総会(2001年12月)の場で同センターの地位、機能の強化が決議され、2002年1月より「国連人間居住委員会」とその事務局である「国連人間居住センター」は、「国連人間居住計画」に改組された。
3. 目的	国連人間居住会議で採択された居住に関する国際協力計画に関する政策目的、優先順位及び指針を確立し、その実施を促進すること。 国連システム内の人間居住分野の諸活動を調整すること。 地域的または国際的性格を有する居住問題を研究し、その解決策を検討すること。
4. 加盟団体	58カ国(2002年6月現在)
5. 組織等 (本部:ナイロビ)	管理理事会 58カ国(任期4年)で構成され予算、活動計画等を決定する最高意志決定機関である。わが国は、人間居住委員会設立以来、委員国を努め、現在も理事国となっている。 事務局 管理理事会が承認する事業の実施機関となるもので、国連システム内における諸活動の調整機能を果たす。
6. 活動内容	人間居住分野の8つの分野に従い、スラム問題、都市の過密、農村の過疎、都市計画、土地・住宅問題、上下水道、交通、廃棄物処理、建築資材、住宅融資等広範な問題に対し、問題解決のための研究、指針の作成、各国、各国際機関との情報交換、広報活動、研修、専門家派遣、パイロット・プロジェクトの実施等の活動を行っている。
7. 備考	

出典 外務省HP (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ce/>) より

6 . 補完性の原理と均衡の原則の適用に関する議定書（英文と和訳）

Protocol annexed to the Treaty establishing the European Community.

THE HIGH CONTRACTING PARTIES,

DETERMINED to establish the conditions for the application of the principles of subsidiarity and proportionality enshrined in Article 5 of the Treaty establishing the European Community with a view to defining more precisely the criteria for applying them and to ensure their strict observance and consistent implementation by all institutions;

WISHING to ensure that decisions are taken as closely as possible to the citizens of the Union; TAKING ACCOUNT of the Interinstitutional Agreement of 25 October 1993 between the European Parliament, the Council and the Commission on procedures for implementing the principle of subsidiarity;

HAVE CONFIRMED that the conclusions of the Birmingham European Council on 16 October 1992 and the overall approach to the application of the subsidiarity principle agreed by the European Council meeting in Edinburgh on 11-12 December 1992 will continue to guide the action of the Union's institutions as well as the development of the application of the principle of subsidiarity, and, for this purpose,

HAVE AGREED UPON the following provisions which shall be annexed to the Treaty establishing the European Community:

1. In exercising the powers conferred on it, each institution shall ensure that the principle of subsidiarity is complied with. It shall also ensure compliance with the principle of proportionality, according to which any action by the Community shall not go beyond what is necessary to achieve the objectives of the Treaty.
2. The application of the principles of subsidiarity and proportionality shall respect the general provisions and the objectives of the Treaty, particularly as regards the maintaining in full of the *acquis communautaire* and the institutional balance; it shall not affect the principles developed by the Court of Justice regarding the relationship between national and Community law, and it should take into account Article 6(4) of the Treaty on European Union, according to which 'the Union shall provide itself with the means necessary to attain its objectives and carry through its policies'.
3. The principle of subsidiarity does not call into question the powers conferred on the European Community by the Treaty, as interpreted by the Court of Justice. The criteria referred to in the second paragraph of Article 5 of the Treaty shall relate to areas for which the Community does not have exclusive competence. The principle of subsidiarity provides a guide as to how those powers are to be exercised at the Community level. Subsidiarity is a dynamic concept and should be applied in the light of the objectives set out in the Treaty. It allows Community action within the limits of its powers to be expanded where circumstances so require, and conversely, to be restricted or discontinued where it is no longer justified.
4. For any proposed Community legislation, the reasons on which it is based shall be stated with a view to justifying its compliance with the principles of subsidiarity and proportionality; the reasons for concluding that a Community objective can be better achieved by the Community must be substantiated by qualitative or, wherever possible, quantitative indicators.
5. For Community action to be justified, both aspects of the subsidiarity principle shall be met: the objectives of the proposed action cannot be sufficiently achieved by Member States' action in the framework of their national constitutional system and can therefore be better achieved by action on the part of the Community.

The following guidelines should be used in examining whether the abovementioned condition is fulfilled:

- the issue under consideration has transnational aspects which cannot be satisfactorily regulated by action by Member States;
 - actions by Member States alone or lack of Community action would conflict with the requirements of the Treaty (such as the need to correct distortion of competition or avoid disguised restrictions on trade or strengthen economic and social cohesion) or would otherwise significantly damage Member States' interests;
 - action at Community level would produce clear benefits by reason of its scale or effects compared with action at the level of the Member States.
6. The form of Community action shall be as simple as possible, consistent with satisfactory achievement of the objective of the measure and the need for effective enforcement. The Community shall legislate only to the extent necessary. Other things being equal, directives should be preferred to regulations and framework directives to detailed measures. Directives as provided for in Article 249 of the Treaty, while binding upon each Member State to which they are addressed as to the result to be achieved, shall leave to the national authorities the choice of form and methods.
7. Regarding the nature and the extent of Community action, Community measures should leave as much scope for national decision as possible, consistent with securing the aim of the measure and observing the requirements of the Treaty. While respecting Community law, care should be taken to respect well established national arrangements and the organisation and working of Member States' legal systems. Where appropriate and subject to the need for proper enforcement, Community measures should provide Member States with alternative ways to achieve the objectives of the measures.
8. Where the application of the principle of subsidiarity leads to no action being taken by the Community, Member States are required in their action to comply with the general rules laid down in Article 10 of the Treaty, by taking all appropriate measures to ensure fulfilment of their obligations under the Treaty and by abstaining from any measure which could jeopardise the attainment of the objectives of the Treaty.
9. Without prejudice to its right of initiative, the Commission should:
- except in cases of particular urgency or confidentiality, consult widely before proposing legislation and, wherever appropriate, publish consultation documents;
 - justify the relevance of its proposals with regard to the principle of subsidiarity; whenever necessary, the explanatory memorandum accompanying a proposal will give details in this respect. The financing of Community action in whole or in part from the Community budget shall require an explanation;
 - take duly into account the need for any burden, whether financial or administrative, falling upon the Community, national governments, local authorities, economic operators and citizens, to be minimised and proportionate to the objective to be achieved;
 - submit an annual report to the European Council, the European Parliament and the Council on the application of Article 5 of the Treaty. This annual report shall also be sent to the Committee of the Regions and to the Economic and Social Committee.
10. The European Council shall take account of the Commission report referred to in the fourth indent of point 9 within the report on the progress achieved by the Union which it is required to submit to the European Parliament in accordance with Article 4 of the Treaty on European Union.
11. While fully observing the procedures applicable, the European Parliament and the Council shall, as an integral part of the overall examination of Commission proposals, consider their consistency with Article 5 of the Treaty. This concerns the original Commission proposal as well as amendments which the European Parliament and the Council envisage making to the proposal.

12. In the course of the procedures referred to in Articles 251 and 252 of the Treaty, the European Parliament shall be informed of the Council's position on the application of Article 5 of the Treaty, by way of a statement of the reasons which led the Council to adopt its common position. The Council shall inform the European Parliament of the reasons on the basis of which all or part of a Commission proposal is deemed to be inconsistent with Article 5 of the Treaty.

13. Compliance with the principle of subsidiarity shall be reviewed in accordance with the rules laid down by the Treaty.

出典;上記英文は、
ホームページ (<http://europa.eu.int/eur-lex/en/treaties/dat/amsterdam.html>) より

(仮訳)

補完性の原理と均衡の原則の適用に関する議定書

締約国は、
欧州共同体設立条約第 5 条に明記された補完性の原理と均衡の原則について、それらを適用するための基準をより詳細に定め、すべての機関による、それらの厳格な遵守と一貫した実施を確保するために、それらの適用条件を確立することを決意し、
決定が、欧州連合の市民にできるだけ近いところで行われることを確保することを願い、
補完性の原理の実施手続きに関する 1993 年 10 月 25 日の欧州議会、理事会及び委員会による機関間協定を考慮し、
1992 年 10 月 16 日のバーミンガム欧州理事会の結論と 1992 年 12 月 11、12 日のエジンバラでの欧州理事会で合意された補完性の原理の適用に関する包括的なアプローチが、欧州連合の諸機関の行動に加えて、補完性の原理の適用の進化・発展を導く指針ともなり続けることを確認して、
その目的のために、
欧州共同体設立条約に付属される以下の規定について合意する。

(1) 各機関は、与えられた権限の行使に当たっては、それが補完性の原理に従っていることを確保する。また、共同体のいかなる行動も条約の目的を達成するために必要な範囲を超えてはならないという均衡の原則にも従っていることを確保する。

(2) 補完性の原理と均衡の原則の適用においては、条約の一般的規定及び目的を尊重する。特に、蓄積された成果 (アキコミュノテール : the *acquis communautaire*) のすべてと機関間のバランスを維持することが尊重される。それは、国内法と共同体法との関係について司法裁判所が発展させた諸原則に影響を及ぼすものではないし、また、「欧州連合は、その目的を達成するために、また、その政策を成し遂げるために必要となる手段を自らに与える」という欧州連合条約第 6 条第 4 項を考慮に入れなければならない。

(3) 補完性の原理は、条約によって共同体に与えられている権限、司法裁判所によってそのように解釈されている権限について疑いを差し挟むものではない。条約第 5 条第 2 項において示された基準は、共同体が専属的管轄権を持たない分野に関するものである。補完性の原理は、共同体に与えられているそれらの権限が、共同体レベルで、どのように行使されるべきかについての 1 つの指針を提供するものである。補完性の原理は、動的な概念 (*dynamic concept*) であり、条約に規定された諸目的に照らして適用されるべきである。それは、共同体が、その権限の範囲内において、状況が求める場合には、その行動を拡大することを、反対に、それがもはや正当化されない場合には、その行動を制

限り中止することを許容するものである。

(4) 共同体のすべての法案には、それが補完性の原理と均衡の原則に従っていることを正当化する理由が述べられなければならない。共同体の目的が、共同体によってよりよく達成されると結論づける根拠が、質的な、可能な場合には、量的な指標により実証されていなければならない。

(5) 共同体の行動が正当化されるためには、補完性の原理の2つの側面が満たされなければならない。提案された行動の目的は、各国の憲法制度の枠組みの下での加盟国の行動によっては、十分に達成することができないこと、そして、共同体側の行動によってよりよく達成できることである。上に述べた条件を満たしているか否かを確かめるために、次のような基準が用いられるべきである。

考慮中の問題が、加盟国の行動によっては満足のいくような規制ができない、国境を越えた側面を持っている場合

加盟国のみの行動では、あるいは共同体の行動を欠いては、条約の要請（例えば、競争の歪みを是正し、隠された貿易障壁を取り除き、あるいは、経済的社会的結合を強化するといった）と相容れないものとなるか、さもなければ、加盟国の利益を大きく損なってしまう場合

共同体レベルの行動が、加盟国のレベルの行動と比べて、その規模あるいは効果の点で明らかな利益を生む場合

(6) 共同体の行動形式は、その措置による目的の十分な達成と効果的な実施の必要性に合致する限りにおいて、できる限り単純なものとする。共同体は、必要な範囲内でのみ立法する。他の点が同じであれば、規則よりも指令が、詳細な手段よりも枠組みを定めた指令のほうが望ましい。条約第249条に規定する指令は、その名宛人である加盟各国を拘束するものであるが、国家当局に対して、その形式と方法について選択の余地を残すものである。

(7) 共同体の行動の性質と範囲に関しては、共同体による措置は、その措置の目的を確保し、条約の要請を遵守する限りにおいて、できる限り国家の決定に裁量の余地を残さなければならない。共同体の法を尊重しつつ、十分に確立された国家の決め事、加盟国の法制度の機構及び機能を尊重するように配慮する。そうすることが適切であり、また適正な執行のために必要な場合には、共同体による措置は、加盟国に対して、その措置の目的とするところを達成するための代替的方法を用意すべきある。

(8) 補完性の原理の適用により共同体がいかなる行動も行わない場合には、条約の義務を果たすことを確保するためにあらゆる適切な措置を取ることによって、また、条約の目的の達成を危うくするいかなる措置も控えることによって、加盟国は、条約第10条の一般的規定に従った行動をとることが求められる。

(9) 委員会は、その提案権を侵害されない範囲内で、

特に緊急なものや秘匿が必要とされる場合を除き、提案を提出する前には、広く諮問を行うとともに、適当な場合には、諮問のための文書を公表すべきである。

補完性の原理との関連で、提案が適切であることを正当化すべきである。必要がある場合には、提案に覚書をつけこの点を詳細に説明する。共同体の行動の全部又は一部へ共同体の予算から財源措置を行うことは、説明を必要とする。

財政的なものであれ、行政的なものであれ、共同体、各国政府、地方自治体、企業及び市民にかかる負担の必要性が、達成されるべき目的のために、最小限かつ釣り合ったものとなるように適切な考慮を払うべきである。

欧州理事会、欧州議会及び理事会に対して、条約第 5 条の適用に関する年次報告書を提出すべきである。この年次報告書は、地域委員会 (the Committee of the Regions) 及び経済社会委員会にも送付される。

(10) 欧州理事会は、欧州連合条約第 4 条により欧州議会へ提出するよう求められている、欧州連合によって達成された進歩に関する報告書の中で、(9) の 4 で言及された委員会報告書を考慮に入れる。

(11) 欧州議会と理事会は、適用される手続きをすべて遵守しながら、委員会提出提案の包括的検討の必要不可欠な一部として、条約第 5 条との整合性を考慮する。このことは、委員会提出原案ばかりではなく、欧州議会や理事会がそれに対して加える修正についても同様である。

(12) 条約第 251 条及び第 252 条に規定する一連の手続きにおいて、欧州議会は、共通の立場を取るに至った理由を声明の形で受けることによって、条約第 5 条の適用に関する理事会の立場を知らされる。理事会は、委員会提出提案の全体又は一部が、条約第 5 条と整合的でないと考える場合には、その理由を欧州議会に知らせる。

(13) 補完性の原理の遵守は、条約の規定に従って再審査 (review) される。

8 . 各国の憲法における地方自治に関する規定量及び規定内容

表 - 1 各国の憲法における地方自治に関する規定量

南欧型

	規定有無	章の有無	条文の数	項の数	
フランス	有	有	11(8)	35(32)	海外除くと、6条17項
イタリア	有	有	16(15)	51(50)	州に関する規定除くと、8条21項
ベルギー	有	有	6(5)	14(13)	
スペイン	有	有	23(22)	47(46)	自治州の章以外は、7条12項

アングロ型

	規定有無	章の有無	条文の数	項の数	
イギリス	無	-	-	-	
ニュージーランド	無	-	-	-	
アイルランド	有	無	1	5	
米国	無	-	-	-	
カナダ	無	-	-	-	ただし、州権限とする規定あり
オーストラリア	無	-	-	-	

中欧・北欧型

	規定有無	章の有無	条文の数	項の数	
ドイツ	有	無	4	15	
オーストリア	有	無	9	44	章の中の部はある
オランダ	有	有	14	32	
スウェーデン	有	無	1	2	他に有事の場合の規定あり
デンマーク	有	有	3(2)	3(2)	
ノルウェー	無	-	-	-	

(注) カッコ内は、章において規定されている数である (内数)

表 - 2 各国の憲法における地方自治に関する規定内容

	自治保障	団体種類	議会	長	一般的権限	(立法権)	課税権	財政調整	その他財政	監督	訴訟提起	住民参加	境界保護	市町村連合	法律委任	その他
南欧型																
フランス						行政命令										自治法案上院先議
イタリア			州のみ	州のみ		州のみ				代理権	州のみ					補完性原理明記
ベルギー																市町村内地区機関
スペイン				市町村のみ						自治州のみ						
アングロ型																
アイルランド																
中欧・北欧型																
ドイツ																
オーストリア						警察布告										委任事務
オランダ																
スウェーデン																有事規定
デンマーク			選挙言及													

9 . 諸外国の地方制度と法的根拠

国名	行政単位			法的根拠	
	連邦制	地方制度		「地方自治法」制定の有無	内容
		階層数	地方自治体		
1.南欧型(4) (1)フランス		3層制	州(26) 県(100) 市町村(36,763) このほか、単なる行政上の区画として、県と市町村の間に、カントンと郡がある。 特に、市町村は、小規模のため、様々な広域行政組織が設置 2001年	有	「地方自治体の自治権の保障」 (憲法第72条) 「州、県及び市町村の権利と自由に関する法律(1982年法)」制定 - いわゆる「地方分権化法」 - 「権限配分法(1984年)制定 「フランス地方自治法典(2000年)」制定
(2)イタリア		3層制	州(20) (普通州(15)・特別州(5)) 県(103) 市町村(8,102) 大都市圏(1) 2001年	有	「地方自治体の自治権の保障」 (憲法第5条) 地方自治体は、それぞれ固有の憲章が認められている。 (憲法第114条第2項、第116条第1項) 大都市圏の組織は、法律による。 (憲法第114条第3項) 「新地方自治法(1990年)」制定
(3)ベルギー	言語共同体(3) 州(3)	2層制	県(10) 市町村(589) このほか、市町村集落・連合及び首都圏集団が法律による設置 2001年	有	言語共同体と州は、独自の憲法を持っていない。 「県・市町村自治権の保障」 (憲法第8章) 「地方自治法(1836年)」制定
(4)スペイン		3層制	自治州(19) うち、自治市(2)を含む。 県(50) 市町村(8,098) 各自治州及び各県には、国の出先機関として政府代表部が置かれている。 このほか、市町村共同体、広域区、大都市圏、集落行政組織といった特別地方行政機関がある。 2001年	有	「統一国家の中の民族・地方の自治権」 (憲法第2条) 自治州・県・市町村の自治権の保障」 (憲法第137条) それぞれの自治州は、自治州の憲法に当たる「自治憲章」を定めることができる。 「地方自治法(1985年)」制定 自治連合国家と呼ばれる連邦制に近い体制となっている。
2.アングロ型(6) (1)イギリス		1層制 ないし 2層制	(イングランド) 県(34) -2ディストリクト(238) ロンドン区(32)及びシティ(1) 大都市区(36) 統合自治体(46) このほか、制度的に県やディストリクトの下にパリッシュ(コミュニティ自治体)がある。 2000年	有	成文憲法は存在せず、個別立法による。 「2000年地方自治法」制定
(2)ニュージーランド		2層制	地域自治体(74) うち、統合自治体(4) 広域自治体(12) 特別目的地方団体(6) 地域自治体の区域内に、政令又は議会の議決による「コミュニティ」の設置(147) 1999年	有	「地方自治法(1974年)」制定
(3)アイルランド		2層制	県(8) 郡(29) 市(5) - 郡と同格 町(80)は、郡・市の下に住民からの申請による設置 2001年	有	「郡・市・町の地位保障」 (憲法第28A条) 県は法律による設置 「2001年地方自治法」制定
(4)米国	州	2層制	市 町 村	有	地方自治体は、「州憲法」及び「市憲章(ホームルール・チャーター)」に根拠規定を有する。

			「準地方自治体」郡(カウンティ)、タウンシップ、タウン、特別区等 米国全体 87,453 1997年		(例)ニューヨーク州 - 「州内地方公共団体自治法(1963年)」制定
(5)カナダ	州	1層制 ないし 2層制	自治体 二層自治体(上層自治体 - リージョン、カウンティ - と下層自治体 - 市、タウン、村、タウンシップ -)及び 単一層自治体(-市、タウン、村、タウンシップ -)に大別される。 このほか、特定目的団体(特定目的を有する存在)がある。 カナダ全体 4,066 2000年	有	地方自治体は、連邦憲法に承認されておらず、その存在と権限は、各州法に付与される。 各州法による「地方自治法」制定
(6)オーストラリア	州	1層制	基礎的地方自治体(730) 地方自治体の名称は、州により多種多様である。 1999年	有	連邦憲法上及び州憲法上から、地方自治を保障したものとはいえない。 各州憲法による「地方自治法」制定
3. 中欧・北欧型(6)					
(1)ドイツ	州 連邦制と異なり、連邦と各州が「基本法」の下での協調的連邦主義とされている。	2層制	郡(323) 市町村(13,854) このほか、特別市(117)、市町村連合などがある。 2000年	有	「地方自治体の自治権の保障」(基本法第28条第1項及び州憲法) 各州憲法による「地方自治法」制定
(2)オーストリア	州	1層制	市町村(2,357) 市町村と州の間には、ディストリクト(州の行政出先機関)があるが、法的独自性を持つものではない。 2001年	有	「地方自治体の自治権の保障」(憲法第116条) 各州憲法による「地方自治法」制定
(3)オランダ		2層制	県(12) 市町村(548) 2001年	有	「地方自治体の自治権の保障」(憲法第7章) 憲法第132条第1項に基づく「県に関する法律」及び「市町村に関する法律」に根拠規定を有する。 1994年制定
(4)スウェーデン		1層制 ないし 2層制	県(20) 市町村(289) 県の区域には、原則として国の行政機関(レーン)が設置されている。 2001年	有	「地方自治体の自治権の保障」(憲法第1章第7条第1項) 「新地方自治法(1992年)」制定
(5)デンマーク		2層制	県(14) 市町村(275) 県・市町村には、それぞれ国の出先機関が設置されている。 1994年	有	「市町村の自治権の保障」(憲法第82条) 県は「制定法」による設置 「改正地方自治法(1970年)」制定
(6)ノルウェー		2層制	県(19) 市町村(439) 県知事の身分は、国の官僚である。 また、地方自治体には、住民の選挙による首長はいない。 1995年	有	地方自治に関し、ノルウェー憲法には言及されていない。 「新地方自治法(1993年)」制定

(出典)

1. 「自治体国際化協会」各種文献及びレポート
2. ヨアヒム・J・ヘッセ編、木佐茂男監修、北海道比較地方自治研究会訳「地方自治の世界的潮流：20カ国からの報告(上・下)」(信山社、1997年)
3. 星野 泉「スウェーデンの地方自治制度()」(「地方財務」 560、ぎょうせい、2001年)
4. 宮崎正寿「オランダの地方自治制度」(「地方財務」 562、2001年)
5. 高島 進「スペインの地方自治制度」(「地方財務」 570、2001年)
6. 久保田治郎「オーストラリアとニュージーランドの地方自治(1)(2)」(「地方財務」 572、 573、2002年)
7. 「資料集 カナダの地方自治」 - 第4回海外共同調査報告書 - (東京市町村自治調査会、1993年)
8. 竹下 譲監修「新版 世界の地方自治制度」(イマジン出版、2002年)
6. 室田哲男「欧州連合加盟国の地方制度と地方分権の動向」(「地方自治」 641、ぎょうせい、2001年)
7. 松本英昭「要説 地方自治法 [第一次改訂版] - 新地方自治制度の全容 - 」(ぎょうせい、2003年)
8. 「諸外国の憲法事情 - 2 - 」(国立国会図書館調査及び立法考査局、2002年)

10 . 憲法（第8章）諸案の制定までの変遷

条文中の棒線部分は、修正箇所

<p>一、マッカーサー草案 (昭和二十二年二月三日)</p>	<p>(英文) CHAPTER Local Government</p> <p>(和訳) 第八章 地方政治</p>	<p>(英文) Article LXXXVI. The governors of prefectures, the mayors of cities and towns and the chief executive officers of all other subordinate bodies politic and corporate having taxing power, the members of prefectural and local legislative assemblies, and such other prefectural and local officials as the Diet may determine, shall be elected by direct popular vote within their several communities.</p> <p>(和訳) 第八十六条 府県知事、市長、町長、徴税権ヲ有スル其ノ他ノ一切ノ下級自治体及法人ノ行政長、府県議会及地方議会ノ議員並ニ国会ノ定ムル其ノ他ノ府県及地方役員ハ夫レ夫レ其ノ社会内ニ於テ直接普通選挙ニ依リ選挙セラルヘシ。</p>	<p>(英文) Article LXXXVII. The inhabitants of metropolitan areas, cities and towns shall be secure in their right to manage their property, affairs and government and to frame their own charters within such laws as the Diet may enact.</p> <p>(和訳) 第八十七条 首都地方、市及町ノ住民ハ彼等ノ財産、事務及政治ヲ処理シ並ニ国会ノ制定スル法律ノ範囲内ニ於テ彼等自身ノ憲章ヲ作成スル権利ヲ奪ハルルコト無カルヘシ。</p>	<p>(英文) Article LXXXVIII. The Diet shall pass no local or special act applicable to a metropolitan area, city or town where a general act can be made applicable, unless it be made subject to the acceptance of a majority of the electorate of such community.</p> <p>(和訳) 第八十八条 国会ハ一般法律ノ適用セラレ得ル首都地方、市又ハ町ニ適用セラルヘキ地方的又ハ特別ノ法律ヲ通過スヘカラス但シ右社会ノ選挙民ノ大多数ノ受諾ヲ条件トスルトキハ此ノ限ニ在ラス。</p>
<p>二、起草案(第一稿) (昭和二十一年二月十八日)</p>	<p>第八章 地方行政(地方政治) 第一条 地方公共団体ノ組織及運営ニ関スル条規ハ地方自治ノ本旨ニ基キ法律ヲ似テ之ヲ定ムベシ。</p>	<p>第二条 地方公共団体ニハ法律ノ定ムル所ニ依リ其ノ議事機関トシテ議会ヲ設クベシ。</p> <p>第三条 (地方税徴収権ヲ有スル)地方公共団体ノ長及其ノ議会ノ議員ハ法律ノ定ムル所ニ依リ当該地方ノ住民ニ於テ之ヲ公選スベシ。</p>		<p>第四条 一地方又ハ一ノ地方公共団体ニノミ適用アル特別法ハ一般法ニ依ルコトヲ得ザル特別ノ事由アル場合ヲ除ク外法律ノ定ムル所ニ依リ当該地域ノ住民ノ多数ノ承認ヲ得ルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ズルコトナシ。</p>
<p>三、起草案(第二稿) (昭和二十二年三月二日)</p>	<p>第八章 地方自治 第一百条 地方公共団体ノ組織及運営ニ関スル規定ハ地方自治ノ本旨ニ基キ法律ヲ似テ之ヲ定ム。</p>	<p>第一百一条 地方公共団体ニハ法律ノ定ムル所ニ依リ其ノ議事機関トシテ議会ヲ設クベシ。地方税徴収権ヲ有スル地方公共団体ノ長及其ノ議会ノ議員ハ法律ノ定ムル所ニ依リ当該地方団体ノ住民ニ於テ之ヲ公選スベシ。</p>	<p>第一百二条 地方公共団体ノ住民ハ自治ノ権能ヲ有シ、法律ノ範囲内ニ於テ条例及規則ヲ制定スルコトヲ得。</p>	<p>第一百三条 一ノ地方公共団体ニノミ適用アル特別法ハ法律ノ定ムル所ニ依リ当該地域ノ住民多数ノ承認ヲ得ルニ非ザレバ国会之ヲ制定スルコトヲ得ズ。</p>

<p>四、政府案 (昭和二十二年三月四日)</p>	<p>第八章 地方自治 第百一条</p>	<p>第百二条 地方公共団体ニハ法律ノ定ムル所ニ依リ其ノ議事機関トシテ議会ヲ設クベシ。地方税徴収権ヲ有スル地方公共団体ノ長及其ノ議会ノ議員ハ法律ノ定ムル所ニ依リ当該地方公共団体ノ住民ニ於テ之ヲ選挙スベシ。</p>	<p>第百三条</p>	<p>第百四条 一ノ地方公共団体ニノミ適用アル特別法ハ法律ノ定ムル所ニ依リ当該地方公共団体ノ住民多数ノ承認ヲ得ルニ非ザレバ国会之ヲ制定スルコトヲ得ズ。</p>
<p>五、憲法改正草案要綱 (昭和二十二年三月六日)</p>	<p>(英文) CHAPTER Local Self-Government Article LXXXVIII. Regulations concerning organization and operations of local public entities shall be fixed by law in accordance with the principle of local autonomy.</p> <p>(和訳) 第八章 地方自治 第八十八 地方公共団体ノ組織及運営ニ関スル事項ハ地方自治ノ本旨ニ基キ法律ヲ似テ之ヲ定ムベキコト。</p>	<p>(英文) Article LXXXIX. The local public entities shall establish assemblies as their deliberative organs, in accordance with law. The chief executive officers of all local public entities, the members of their legislative assemblies, and such other local officials as may be determined by law shall be elected by direct popular vote within their several communities.</p> <p>(和訳) 第八十九 地方公共団体ニハ法律ノ定ムル所ニ依リ其ノ議事機関トシテ議会ヲ設クベキコト。 (字句の削除)地方公共団体ノ長、其ノ議会ノ議員及法律ノ定ムル其ノ他ノ吏員ハ当該地方公共団体ノ住民ニ於テ直接之ヲ選挙スベキコト。</p>	<p>(英文) Article XC. Local public entities shall have the right to manage their property, affairs and government and to frame their own charters within such laws as the Diet may enact.</p> <p>(和訳) 第九十 地方公共団体ハ其ノ財産ヲ管理シ、行政ヲ執行シ及事務ヲ処理スルノ権能ヲ有シ、且法律ノ範囲内ニ於テ条例ヲ制定スルコトヲ得ベキコト。</p>	<p>(英文) Article XCI. A special law, applicable only to one local public entity, cannot be enacted by the Diet without the consent of the majority of the voters of the local public entity concerned, obtained in accordance with law.</p> <p>(和訳) 第九十一 一ノ地方公共団体ニノミ適用アル特別法ハ法律ノ定ムル所ニ依リ当該地方公共団体ノ住民多数ノ承認ヲ得ルニ非ザレバ国会之ヲ制定スルコトヲ得ザルコト。</p>
<p>六、憲法改正草案要綱の修正 (昭和二十二年四月一七日)</p>	<p>第八章 地方自治 第八十八条 地方公共団体ノ組織及運営ニ関スル事項ハ地方自治ノ本旨ニ基キ法律ヲ似テ之ヲ定ム。</p>	<p>第八十九条 地方公共団体ニハ法律ノ定ムル所ニ依リ其ノ議事機関トシテ議会ヲ設クベシ。 地方公共団体ノ長、其ノ議会ノ議員及法律ノ定ムル其ノ他ノ吏員ハ当該地方公共団体ノ住民ニ於テ直接之ヲ選挙スベシ。</p>	<p>第九十条 地方公共団体ハ其ノ財産ヲ管理シ、事務ヲ処理シ及行政ヲ執行スルノ権能ヲ有シ、且法律ノ範囲内ニ於テ条例ヲ制定スルコトヲ得。</p>	<p>第九十一条 一ノ地方公共団体ニノミ適用アル特別法ハ法律ノ定ムル所ニ依リ当該地方公共団体ノ住民多数ノ承認ヲ得ルニ非ザレバ国会之ヲ制定スルコトヲ得ズ。</p>

<p>七、 （昭和二十二年四月一七日） 憲法改正草案要綱（ひらがな口語体に修正）</p>	<p>第八章 地方自治 第八十八条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。</p>	<p>第八十九条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。</p>	<p>第九十条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。</p>	<p>第九十一条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。</p>
<p>八、 （昭和二十一年八月二四日） 憲法改正草案 第一回修正</p>	<p>第92条</p>	<p>第93条 （英文） Article 93. The local public entities shall establish assemblies as their deliberative organs, in accordance with law. The chief executive officers of all local public entities, the members of <u>their assemblies</u>, and such other local officials as may be determined by law shall be elected by direct popular vote within their several communities.</p>	<p>第94条 （英文） Article 94. Local public entities shall have the right to manage their property, affairs and <u>administration and to enact their own regulations</u> within such laws as the Diet may enact.</p>	<p>第95条</p>
<p>九、 （昭和二十二年十月一四日） 憲法改正草案 第二回修正</p>			<p>（英文） Article 94. Local public entities shall have the right to manage their property, affairs and administration and to enact their own regulations <u>within law</u>.</p>	

<p>十、 現行 日本 国憲 法</p>	<p>(英文) CHAPTER VIII. Local Self-Government Article 92. Regulations concerning organization and operations of local public entities shall be fixed by law in accordance with the principle of local autonomy.</p> <p>(和訳) 第八章 地方自治 第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。</p>	<p>(英文) Article 93. The local public entities shall establish assemblies as their deliberative organs, in accordance with law. The chief executive officers of all local public entities, the members of their assemblies, and such other local officials as may be determined by law shall be elected by direct popular vote within their several communities.</p> <p>(和訳) 第93条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。</p>	<p>(英文) Article 94. Local public entities shall have the right to manage their property, affairs and administration and to enact their own regulations within law.</p> <p>(和訳) 第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。</p>	<p>(英文) Article 95. A special law, applicable only to one local public entity, cannot be enacted by the Diet without the consent of the majority of the voters of the local public entity concerned, obtained in accordance with law.</p> <p>(和訳) 第95条 一の地方公共団体のみ適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。</p>
--------------------------------------	---	--	--	--

出典 佐藤達夫「憲法第八章覚書」(自治庁記念論文編集部編「町村合併促進法施行一周年・地方自治総合大覧会記念地方自治論文集」、地方財務協会、1955年)をもとに作成

1 1 . 地方自治関係年表（戦後以降の主な動き）

（平成15年12月現在）

年	地 方 自 治 関 係	
	政府の対応(勧告・答申等)	立法措置
昭和21年 (1946)	10. 5 ・地方制度調査会設置(内務大臣の諮問機関) 11.27 ・地方制度調査会 「地方自治制度全般を通ずる改正について答申」 (単一の「地方自治法」の制定)	11. 3 ・「日本国憲法」制定(「地方自治」を憲法に規定)
昭和22年 (1947)		4.17 ・「地方自治法」制定 (東京都制・府県制・市制・町村制の統合、特別市の制度創設等) 5. 3 「日本国憲法」、「地方自治法」施行 12.12 ・「地方自治法」改正 (行政事務処理権の委譲、条例制定権の強化等)
昭和23年 (1948)		7.20 ・[地方自治法]改正 (地方公共団体の事務の例示、住民監査請求制度の採用等)
昭和24年 (1949)	8.27 ・シャープ勧告「シャープ使節団第1次報告書」 (市町村優先主義に基づく行政事務の再配分・地方税制の改正等)	12.24 ・「地方行政調査委員会議設置法」制定 (昭和27.3.31廃止)
昭和25年 (1950)	9.21 ・シャープ勧告「シャープ使節団第2次報告書」 (地方税制の確立) 10.14 ・地方行政調査委員会議(神戸委員会) 「国庫補助金制度等の改正に関する勧告」 12.22 ・地方行政調査委員会議(神戸委員会) 「行政事務の再配分に関する第1次勧告」 (シャープ3原則に基づく行政事務の再配分、地方公共団体の規模の合理化等)	
昭和26年 (1951)	9.22 ・地方行政調査委員会議(神戸委員会) 「行政事務の再配分に関する第2次勧告」 (道州制反対、府県規模適正化(人口200万人程度)のための府県再編成、地方税財政制度の改正等)	
昭和27年 (1952)	8. 1 ・自治庁設置(地方自治庁等の統合)	8.15 ・「地方自治法」改正 (地方公共団体事務等の別表掲載、特別区の区長公選制の廃止等) 8.18 ・「地方制度調査会設置法」制定 (内閣総理大臣の諮問機関)
昭和28年 (1953)	10.16 ・第1次地方制度調査会 「地方制度改革に関する答申」 (地方公共団体の規模等及び事務配分、大都市制度等)	9. 1 ・「町村合併促進法」制定 (町村規模の適正化と町村合併の促進・3年間の時限立法)
昭和29年 (1954)	5.15 ・地方交付税制度の創設 (地方財政平衡交付金廃止)	6.22 ・「地方自治法」改正 (市の人口要件の引上げ等)
昭和31年 (1956)		6.12 ・「地方自治法」改正 (県と市町村間の地位、権能の明確化、特別市制度を廃止し指定都市制度の創設等)
昭和32年 (1957)	10.18 ・第4次地方制度調査会 「地方制度の改革に関する答申」 (府県廃止、政府任命の長を持つ広域団体の「地方制」案を答申)	
昭和33年 (1958)		4. 5 「地方自治法」改正 (市の人口要件の引下げ・時限措置等)
昭和35年 (1960)	7. 1 ・自治省・消防庁発足	
昭和36年 (1961)		11. 9 ・「臨時行政調査会設置法」制定 (総理府の附属機関)

年	地 方 自 治 関 係	
	政府の対応(勧告・答申等)	立法措置
昭和37年 (1962)	10.1 ・第8次地方制度調査会 「首都制度の当面の改革に関する答申」 (都及び特別区制度の合理化等)	
昭和38年 (1963)	8.13 ・臨時行政調査会 「首都行政の改革に関する意見」 (首都圏庁の設置等の勧告) 12.27 ・第9次地方制度調査会 「行政事務再配分に関する答申」 (行政事務再配分の基本的考え方、地方公共団体の 連合制度等)	
昭和39年 (1964)	7.3 ・「憲法調査会報告書」内閣及び国会に提出 9.29 ・臨時行政調査会 「行政改革に関する答申」 (事務再配分の3原則に基づく行政改革に関する意見 (総論)と16項目の改革意見等)	7.11 ・「地方自治法」改正 (都の一部事務を特別区に移譲等)
昭和40年 (1965)	9.10 ・第10次地方制度調査会 「府県合併に関する答申」 (合併のための規模、手続等) 「行政事務再配分に関する第2次答申」 (個々の行政事務に関する再配分の具体案等)	3.29 ・「市町村合併特例法」制定 (市町村の自主的合併のための規定整備・10年時限 立法) " ・「地方自治法」改正 (市の人口要件の緩和・2年間時限)
昭和43年 (1968)	6.4 第12次地方制度調査会 「行政事務再配分に伴う財源再配分に関する答申」 8.27 第12次地方制度調査会 「最近における社会経済情勢の変化に伴う地方行政 の变ぼうに対処する行財政上の方策に関する中間答 申」 (共同処理方式による広域行政体制の推進等)	
昭和44年 (1971)	10.15 ・第13次地方制度調査会 「広域市町村圏及び地方公共団体の連合に関する答 申」 (広域市町村圏の基本的考え方、地方公共団体の連 合制度の創設等) 「都市制度に関する中間答申」 (都市制度についての問題点の指摘等)	
昭和45年 (1970)	11.20 ・第14次地方制度調査会 「大都市制度に関する答申」 (大都市制度の改革の基本的方向等)	3.12 ・「地方自治法」改正 (市の人口要件の特例措置・3万以上・2年間時限)
昭和47年 (1972)	10.26 ・第15次地方制度調査会 「特別区制度の改革に関する答申」 (区長公選制提案、事務の移譲等)	
昭和49年 (1974)		6.1 ・「地方自治法」改正 (東京都特別区区長公選制採用、複合事務組合制度 の創設等)
昭和50年 (1975)		3.28 ・「市町村合併特例法」改正 (有効期間を10年間延長)
昭和51年 (1976)	6.18 ・第16次地方制度調査会 「住民の自治意識の向上に資するための方策に関す る答申」 (住民投票制度の拡張、直接請求制度の改善等)	
昭和52年 (1977)		5.27 ・「地方自治法」改正 (都議会議員法定数の増加)
昭和54年 (1979)	9.10 ・第17次地方制度調査会 「新しい社会経済情勢に即応した今後の地方行財政 制度のあり方についての答申」 (国・地方を通ずる行財政の簡素化、地方分権の推進 等)	

年	地 方 自 治 関 係	
	政府の対応(勧告・答申等)	立法措置
昭和56年 (1981)	3.16 ・臨時行政調査会(第二臨調)発足 7.10 ・第二臨調第1次答申 (行財政改革に関する当面の基本方針) 11.24 ・第18次地方制度調査会 「地方行財政制度のあり方についての小委員長報告」 (国・地方の機能分担、府県制度の改革等)	
昭和57年 (1982)	2.10 ・第二臨調第2次答申 (許認可等の整理合理化) 7.30 ・第二臨調第3次答申(基本答申) (国と地方の権能分担の合理化等)	
昭和58年 (1983)	3.14 ・第二臨調第5次答申(最終答申) (第3次答申の個別・具体的提言、地方事務官制度の廃止等) 7.4 ・臨時行政改革推進審議会(第1次行革審)発足 11.14 ・第19次地方制度調査会 「広域行政制度のあり方に関する小委員会報告」 (市町村の合併、広域市町村圏の充実方策等)	12.10 ・「行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律」制定 (第3次答申及び第5次答申の機関委任事務・許認可等の整理合理化)
昭和59年 (1984)	12.18 ・第1次行革審 「地方公共団体に対する国の関与・必置規制の整理合理化に関する答申」 (地方公共団体に対する国の関与・必置規制の整理合理化)	
昭和60年 (1985)	7.22 ・第1次行革審 「行政改革の推進方策に関する答申」 (機関委任事務の整理合理化の推進、許認可権限等の見直し等)	3.30 ・「市町村合併特例法」改正 (10年間の期限延長、適用対象の拡大、新たに指定都市の追加) 7.12 ・「国の関与等整理合理化法」制定 (行革審答申に基づく国の関与、必置規制関係の整理合理化等)
昭和61年 (1986)	2.3 第20次地方制度調査会「機関委任事務等に係る当面の措置についての答申」 (国と地方の関係に関する基本的な方向、地方公共団体の長の罷免制度の廃止) 6.10 ・第1次行革審 「今後における行財政改革の基本方向に関する答申」(最終答申) (国が行うべき改革、広域化への対応等)	5.30 ・「地方自治法」改正 (公有地への土地信託制度の導入) 12.26 ・「機関委任事務の整理合理化法」制定 (機関委任事務の整理合理化、地方への権限委譲等)
昭和62年 (1987)	4.20 ・臨時行政改革推進審議会(第2次行革審)発足 7.14 ・第2次行革審 「当面の行財政改革の推進に関する基本的方策についての答申」 (地方財政、補助金等、国と地方との関係及び地方公共団体の行政改革)	
昭和63年 (1988)	5.18 ・第21次地方制度調査会 「社会経済情勢の変化に伴う基礎的自治体(地方公共団体)のあり方についての小委員会報告」及び「地方公共団体への国の権限移譲等についての答申」	
平成元年 (1989)	12.6 ・第22次地方制度調査会 「小規模町村のあり方についての答申」 12.20 ・第2次行革審 「国と地方の関係等に関する答申」 (機能分担の見直しと調整等、個別事項の整理合理化等)	
平成2年 (1990)	4.18 ・第2次行革審「最終答申」 (地方分権の推進、広域行政体制の整備等) 9.20 ・第22次地方制度調査会 「都区制度の改革に関する答申」 10.31 臨時行政改革推進審議会(第3次行革審)発足	

年	地 方 自 治 関 係	
	政府の対応(勧告・答申等)	立法措置
平成3年 (1991)	7.4 ・第3次行革審 「国際化対応・国民生活重視の行政改革に関する第1次答申」 (東京一極集中の是正、地域の活性化・自立化) 12.12 ・第3次行革審 「国際化対応・国民生活重視の行政改革に関する第2次答申」 (地方分権特例制度 - いわゆるパイロット自治体制度の導入の検討を提言等)	4.2 ・「地方自治法」改正 (機関委任事務に関する地方議会・監査委員の権限の拡充、地方公共団体の長の罷免制度の廃止等) 5.21 「国・地方関係等整理合理化法」制定 (権限委譲等の推進、国の関与・必置規制の廃止・緩和等)
平成4年 (1992)	6.19 ・第3次行革審 「国際化対応・国民生活重視の行政改革に関する第3次答申」 (地方分権特例制度の制度化等)	
平成5年 (1993)	4.19 ・第23次地方制度調査会 「広域連合及び中核市に関する答申」 6.3 ・「地方分権の推進に関する決議」(衆議院) 6.4 ・「地方分権の推進に関する決議」(参議院) 10.27 第3次行革審「最終答申」 (地方分権の推進、規制緩和等)	6.18 ・「地方自治法」改正 (地方六団体の意見具申権の創設等)
平成6年 (1994)	11.22 ・第24次地方制度調査会 「地方分権の推進に関する答申」 (国と地方公共団体の役割分担、国からの権限移譲等の推進等) 「市町村の自主的な合併の推進に関する答申」 (住民発議制度の創設等の提言)	6.29 ・「地方自治法」改正 (中核市制度及び広域連合制度の創設等)
平成7年 (1995)	7.3 ・地方分権推進委員会発足(内閣府設置)	3.29 ・「市町村合併特例法」改正 (住民発議制度の創設等、10年間時限延長) 5.19 ・「地方分権推進法」制定
平成8年 (1996)	4.16 ・第24次地方制度調査会 「地方分権の推進に伴う地方行政体制の整備・確立についての専門小委員会報告」 (小規模市町村に対する都道府県や広域行政制度による補完・支援の仕組み、住民自治の充実等) 12.20 ・地方分権推進委員会第1次勧告 (機関委任事務制度の廃止、国の関与の新たなルール等)	
平成9年 (1997)	2.24 ・第25次地方制度調査会 「監査制度の改革に関する答申」 (外部監査制度の導入等) 7.8 ・地方分権推進委員会第2次勧告 (国・地方関係調整ルール、都道府県と市町村の関係、市町村合併の勧告等) 9.2 ・地方分権推進委員会第3次勧告 (地方事務官等) 10.9 ・地方分権推進委員会第4次勧告 (係争処理手続、国の関与権限委譲等)	6.4 ・「地方自治法」改正 (外部監査制度の導入等)
平成10年 (1998)	4.24 ・第25次地方制度調査会 「市町村の合併に関する答申」 (市町村合併の推進、住民発議制度の充実 - 住民投票制度の導入 - 等) 11.19 ・地方分権推進委員会第5次勧告 (公共事業の見直し等)	12.18 ・「市町村合併特例法」改正 (市の人口要件の特例措置・4万人以上等)
平成11年 (1999)		7.16 ・「地方分権推進一括法」制定 (「併せて「市町村合併特例法」改正)
平成12年 (2000)	8.8 ・地方分権委員会意見 (国庫補助金整理合理化、地方税財源の充実確保等)	5.12 ・「地方分権推進法」改正 (有効期間の1年延長等)

年	地 方 自 治 関 係	
	政府の対応(勧告・答申等)	立法措置
平成12年 (2000)	10.25 ・第26次地方制度調査会 「地方分権時代の住民自治制度のあり方および 地方税財源の充実確保に関する答申」 11.27 ・地方分権委員会意見 (市町村合併の推進について)	
平成13年 (2001)	1. 6 ・総務省発足 6.14 ・地方分権推進委員会(最終報告) (第1次分権改革の要請、第2次分権改革への 提言等) 7. 3 ・地方分権改革推進会議発足(内閣府設置) - (地方分権推進委員会の後継機関・期限3年 間)	
平成14年 (2002)	10.30 ・地方分権改革推進会議 (事務・事業の在り方に関する意見) 11. 1 ・衆議院憲法調査会「中間報告書」衆議院議長 に提出	3.30 ・「地方自治法」改正 (住民訴訟における訴訟類型の再構成等) " ・「市町村合併特例法」改正 (住民発議制度の拡充、住民投票制度の導入等)
平成15年 (2003)	3.11 ・第27次地方制度調査会専門小委員会意見 (地域自治組織の論点) 3.19 ・第27次地方制度調査会専門小委員会意見 (都道府県の在り方に関する論点及び大都市の 在り方に関する論点) 4. 3 ・第27次地方制度調査会 「地方税財政のあり方についての意見」 (同時並行して一体としての「三位一体改革」の 推進) 6. 6 ・地方分権改革推進会議 「三位一体の改革についての意見」 (「税源移譲の先送り」を内容とする三位一体改 革) 11.13 ・第27次地方制度調査会 「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」 (基礎自治体・大都市・広域自治体のあり方)	6.13 ・「地方自治法」改正 (地方公共団体の組織及び運営の合理化等) 7. 9 ・「市町村合併特例法」改正 (市の人口要件の特例措置・3万人以上等)